

資料1

企画提案競技実施要領

【資料1】

令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る受託者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業務名及び数量 | 令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託 一式 |
| (2) 業務の仕様等 | 【資料2】令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託
仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日まで |
| (4) 委託額の上限 | 委託額 11,279,400円
(消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。) |

2 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和8年1月 9日（金） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年1月19日（月）午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答（最終） | 令和8年1月21日（水）午後5時まで |
| (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和8年1月23日（金）午後3時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和8年1月26日（月） |
| (6) 参加が認められない理由の請求 | 令和8年1月27日（火）午後5時まで |
| (7) 企画提案書・見本作品等の提出期限 | 令和8年2月13日（金）午後5時まで |
| (8) 審査日（プレゼンテーション） | 令和8年2月20日（金）（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和8年2月下旬（予定） |

3 参加者の資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

（1）単独企業による参加

- ア 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- エ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

才 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

（2）共同企業体による参加

ア 共同企業体を構成するもののうちいずれかが（1）のアの要件を満たしていること。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）のイからオの要件を満たしていること。

※共同企業体の代表者は、（1）のアを満たす構成員とする。また、共同企業体の構成員である者は、単独で又は他の共同企業体の構成員としての、本企画提案競技への参加を不可とする。

4 企画提案競技の手続等に関する事項

（1）担当課 秋田県総務部広報広聴課（秋田県庁本庁舎1階）

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1076 FAX 018-860-1072

メールアドレス joukai@pref.akita.lg.jp

（2）企画提案競技説明会

説明会は開催しない。

応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の広報広聴課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

（3）実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】実施要領等に関する質問票により受け付ける。

ア 受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月19日（月）午後5時まで

イ 受付場所

4（1）に同じ

ウ 提出方法

電子メールに限る。

エ 回答方法

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の広報広聴課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

オ 掲載期日

随時掲載／最終：令和8年1月21日（水）午後5時まで

（4）参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書等の書類を提出期限までに、4（1）の担当課に提出すること。

ア 提出書類

（ア）【様式1-2】企画提案競技参加資格確認申請書

（イ）【様式1-3】会社概要

- (ウ) 【様式1－4】共同企業体結成届（共同企業体による申請の場合のみ提出）
- (エ) 【様式1－5】共同企業体協定書（共同企業体による申請の場合のみ提出）
- (オ) 【様式1－6】受付票

イ 提出期限

令和8年1月23日（金）午後3時まで

ウ 確認結果

令和8年1月26日（月）に書面を電子メールで通知する。

エ 留意事項

- (ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

- (イ) 提出期限までに提出しない者は、参加資格を失う。

- (ウ) 共同企業体による申請の場合

- ① 各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行すること。
- ② 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定めること。
- ③ 企画提案競技参加資格確認申請書【様式1－2】及び受付票【様式1－6】については、共同企業体の代表者が提出すること。また、会社概要【様式1－3】については、構成員全員分を提出すること。

- (エ) 提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるよう、持参する場合は、閉庁日を除く平日午前9時から午後5時までの間に提出すること。

（5）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失う。また、都合により辞退する場合には【様式1－7】企画提案競技参加辞退届を提出すること。

（6）参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

（ア）提出期限

令和8年1月27日（火）午後5時まで

（イ）提出先

4（1）と同じ

（ウ）提出方法

電子メールに限る。

イ 県は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対して、電子メールにより書面でその理由を説明する。

（7）企画提案書、見本作品及び見積書の作成と提出

参加者は、次の審査書類を提出期限までに、4（1）担当課に提出すること。

ア 提出する審査書類

- （ア）令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託企画提案書（以下「企画提案書」という。）

企画提案書は【資料2】仕様書、【資料3】提案書及び見本作品作成要領を確認して作成すること。

(イ) 見本作品 (Y o u T u b e 用動画を収めたD V D)

見本作品は【資料2】仕様書、【資料3】提案書及び見本作品作成要領を確認して作成すること。

(ウ) 見積書

見積書は企画提案書の内容を実施するための費用を明らかにし、内訳を示すこと。見積書は消費税等を含む総額を記載し、総額は、1 (4) の委託額の上限に定める委託額を超えない範囲とすること。

イ 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時まで

ウ 提出部数

(ア) 企画提案書

正本1部、副本4部

なお、副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとすること。

(イ) 見本作品

D V Dで1枚

(ウ) 見積書

正本1部

見積書（秋田県知事宛て）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入、提出すること。

(エ) (賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合) 賃金水準の向上に関する取組を評価する次のいずれかの資料

※加点措置の詳細については【資料4－2】企画提案競技審査基準及び企画提案競技審査票により確認すること。

① 令和7年及び令和6年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」及び事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）

② 税理士や公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（参考様式）

③ 内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストに掲載している各企業の「パートナーシップ構築宣言」の写し

(オ) (女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合) 女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料

※加点措置の詳細については【資料4－2】企画提案競技審査基準及び企画提案競技審査票により確認すること。

① (従業員数100人以下の企業に限る) 労働局の受付印が押印された、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定・変更届の写し

② 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し

③ 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナく

るみん、ユースエール）に関する労働局長が交付する認定通知書の写し

- ④ 秋田県知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し

エ 作成費用

参加者の請求に基づき、見本作品の作成に係る費用として、1者当たり10,000円を支払う。（別途、支払に係る書類を提出すること。）

オ 留意事項

- （ア）郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出すること。
- （イ）提出できる企画提案書及び見本作品は、1案とする。
- （ウ）提出期限までに提出しない者は、辞退したものと見なす。
- （エ）一度提出した企画提案書及び見本作品等は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

（8）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

（1）企画提案競技の審査

【資料4-1】審査委員会設置要領、【資料4-2】企画提案競技審査基準に基づき、審査を行う。

ア 審査日程

令和8年2月20日（金）（予定）

イ 審査方法

参加者によるプレゼンテーション（説明15分（見本作品を映す時間を含む。）、質疑10分）により実施する。

企画提案書、見本作品、パソコン以外の持ち込みは認めない。見本作品を映すモニター、DVDプレイヤーは、県が用意する。

正式な日時、開催場所等については、参加者に後日、通知する。

ウ 選定

企画提案書、見本作品及びプレゼンテーションを評価し、第1位順位者を受託候補者として選定する。

エ 結果通知

審査会終了後、速やかに書面を電子メールにより通知する。なお、審査結果は後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で公表する。

オ その他

第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

（2）苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日〔秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない〕以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てすることができます。

6 契約に関する事項

（1）契約保証金

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則第177条の規定に基づいて県に対して、委託金額の10分の1に相当する額を契約保証金として納付する必要がある。又は、それに代わる担保を提出すること。ただし、受託者（共同企業体の場合はその構成員全て）が、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

イ 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付する。

（2）企画提案書と追加業務の関係

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、県と受託者との協議により契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うものとする。

（3）契約書（予定）

契約書は、【参考】令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託契約書（案）のとおりとする予定である。

7 公正な企画提案競技の確保

- （1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止する。
- （2）参加者は、企画提案競技に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならない。
- （3）参加者は、受託候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じる。
- （4）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

8 その他

（1）提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、参加者に帰属する。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しない。

（2）企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

（3）本件の企画提案書等の提出に要する費用は、実施要領等により定めるもの以外は参

加者の負担となる。

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。